

長野市人権推進パートナー設置要領

(設置)

第1 地域における人権教育・啓発活動を推進するため長野市人権推進パートナー（以下「推進パートナー」という。）を設置する。

(活動内容)

第2 推進パートナーは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 住民自治協議会、行政連絡区、地域公民館等（以下「住民自治協議会等」という。）が主催する人権教育・啓発推進に関する研修会等（以下「研修会」という。）において、必要な指導・助言等又は講師を務めるなど、事業に参画すること。
- (2) 推進パートナーとしての資質及び知識の向上又は保持を図るため、人権推進等に関する各種研修会等に積極的に参加し、常にその知識と技術の習得に努める。

(対象者)

第3 地区独自で配置される人権教育・啓発活動を行う方などで、講師を務めることができる市内在住の方。

(登録)

第4 推進パートナーに登録を希望する者は、長野市人権推進パートナー登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(登録証の発行)

第5 第4により登録した推進パートナーには、市長は長野市人権推進パートナー登録証（様式第2号）を発行する。

(登録の期間)

第6 推進パートナーの登録期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとし、それ以降については、前登録期間の末日の翌日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。なお、登録期間途中における登録については、登録日が属する登録期間の末日までとする。

2 推進パートナーから登録辞退の申し出がない場合は、自動継続とする。

(登録の辞退)

第7 推進パートナーが登録の辞退を行う場合は、長野市人権推進パートナー登録廃止届（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8 推進パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消すものとする。

- (1) 市内に住所を有しなくなったとき
- (2) その他市長が不適当と認めたとき

(研修会)

第9 第2(1)の研修会は、次の各号に該当するものとする。

(1) 研修会は、市内で行うこととし、その会場については、住民自治協議会等の責任において確保するものとする。

(2) 研修会の課題は、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等・犯罪被害者等・様々な人権に関する問題（刑を終えて出所した人等、中国帰国者等、性的指向及び性同一性障害、ホームレス、アイヌの人々、北朝鮮当局による人権侵害（拉致問題等）、暮らしの中に潜む様々な人権問題、インターネットによる人権侵害）とし、単独又は適宜組み合わせて実施するものとする。

(派遣の申込み)

第10 研修会を開催しようとする住民自治協議会等の代表者（以下「代表者」という。）

は、当該研修会の開催日の1カ月前までに、長野市人権推進パートナー派遣申込書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(決定及び報告等)

第11 市長は、第5の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、推進パートナーを派遣することが適当と認める場合、派遣する推進パートナーを選定した上で、代表者に人権推進パートナー派遣決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の決定について条件を付けることができる。

3 推進パートナーは、研修会終了後、速やかに長野市人権推進パートナー派遣完了報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(講師の派遣の制限)

第12 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、推進パートナーを派遣せず、又は開催中であっても研修会を中止するものとする。

(1) 政治、宗教、企業等の団体・グループが支持者の確保若しくは会員の勧誘又は顧客を集めること等を目的としているとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(研修)

第13 市は、推進パートナーに効果的な人権教育・啓発活動を図るため、推進パートナーを対象とする研修を実施するものとする。

(謝礼)

第14 市長は、推進パートナーを研修会に派遣した場合、その推進パートナーに謝礼を支払うものとする。

(補則)

第15 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。